

Robo Next 2026 IPCSA 共同出展企業 遵守事項

以下、主催者より申し伝えられている遵守事項について、事務局にて事前にご確認いただきたい点を抜粋させていただいております。

本資料をご一読の上お申し込みにお進みください。

① 禁止行為と解除申請

大阪市火災予防条例により、『喫煙』『裸火の使用』『危険物の持ち込み』は禁止されます。

ただし、出展物の性質や実演の必要上止むを得ない場合に限り、事務局で一括してインテックス大阪および住之江消防署に申請書を提出し審査・指導（立ち入り検査含む）のうえ、解除承認された場合にのみ、必要最小限の範囲で使用・持ち込みが可能になります。該当する出展者は以降の各項目をお読みのうえ、申し込み確定後、事務局と詳細討議し、各種提出事項の提出をお願いいたします。

1. 裸火

(1)裸火の使用

- a. 裸火とは、気体、液体、固体燃料、電気を使用し、炎、火花を発生させるものまたは発熱部を外部に露出するものをいいます。
- b. 電気を熱源とする器具で発熱部が灼熱して見えるもの
（例. 発熱部が焼室、風道、庫内に面しているホットプレート、ヘアードライヤー、オーブンなどを除く）および外部に露出した発熱部で可燃物が触れた時、瞬時に着火（表面温度約 400℃以上）するおそれのあるものは裸火に含まれます。
- (2). 裸火使用に際しての安全措置
 - a. 防火防災担当責任者などによる監視および使用後の点検などの体制を講じてください。
 - b. 従業員などによる監視・消火などの体制を講じてください。
 - c. 使用者が裸火の使用を容易に停止できる措置を講じてください。
 - d. 裸火を使用する小間ごとに消火器（能力 2 単位以上・粉末消火器 10 型）を配置してください。
 - e. 火気器具は特性・性能などが明確でかつ安全性が確保されているものを使用してください。
 - f. ガス器具を使用する場合は、ガス過流出防止装置（ヒューズコック）付きのもの、またはガス漏れ警報器を設置してください。また、地震などでガス供給を停止する装置を設置してください。
 - g. ガス配管は金属管とし、継ぎ手はネジ・フランジまたは溶接とし、床面に固定してください。

- h. 液化石油ガスの容器は、容器組込み型（カートリッジタイプ）としてください。（カセットコンロなど）
- i. 排気筒は屋外に出してください。
- j. 液体燃料を使用するものは必要最小限の量とし、展示会開場中は給油しなでください。
- k. 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具および固体燃料を熱源とするその他の機器を使用する場合は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限としてください。
- l. 気体燃料を使用する火気使用設備器具などは、1時間あたり1個につき70kW以下としてください。（ガスコンロ等）
- m. 裸火は避難口または危険物品、その他易燃性の可燃物より5m以上離してください。
- n. 火薬類の使用はできません。
- o. 裸火は入場者などに危険を及ぼさないよう防護措置を講じてください。

2. 危険物品

(1)危険物品とは

- a. 危険物・・・「消防法別表第1」で一定の危険性状を有するもの「危険物の規制に関する政令別表第3」に掲げるガソリン、軽油など引火性液体、酸化性固体、液体などの危険物
 - b. 指定可燃物・・・大阪市火災予防条例別表第7に掲げる可燃性液体および可燃性固体類
 - c. 火薬類・・・火薬類取締法で定める火薬、爆薬、火工品およびがん具煙火
 - d. 一般高圧ガス保安規則に定めるプロパン、アセチレン、水素、アンモニアガスなどの可燃性ガス
 - e. リチウムイオン電池自体が展示物で分解などがある場合
※PSE 認証を受け、安全が保障されているものは、申請不要です。
 - f. 水素、アセチレン、メタンなど液化が困難である可燃性ガス。
 - g. 手指消毒用アルコール（アルコール成分が60%以上のもの）
 - h.その他
 - 装飾品として使用され、可燃性固体類に該当するパラフィンで作られている美術品
 - 実演、調理に使用する動植物性油
 - 日常の清掃に使用しているクリーナーなど
- ※密閉され、封を切らないもの、機械内蔵油や潤滑油は、申請不要です。

(2). 危険物品の持ち込みに際しての安全措置について

- a. 防火防災担当責任者などによる監視および取り扱い後の点検などの体制を講じてください。
- b. 危険物品を持ち込む小間ごとに適応する消火器（能力2単位以上）を配置してください。

い。

c. 液体危険物を取り扱う場合は油流出処理材を各ホールごとに必要量以上準備してください。

d. 液体危険物を取り扱う配管は金属管とし、継ぎ手はネジ、フランジ、溶接とし、床面に固定してください。

e. 可燃性蒸気の発生が著しい場合は、蒸気を屋外の安全な場所に排出する設備を設けてください。

f. 液体危険物を飛散させるおそれのある機器には、不燃材で飛散防止措置を講じてください。

g. 混合発火のおそれがある危険物品は、同一場所では取り扱わないでください。

h. 公開中は、液体危険物の補給を行わないでください。

i. 展示用車両などのタンク内の燃料は、必要最小限としてください。

j. がん具用煙火は他の物品と混在させず、火薬量 5 kg を超える場合は、蓋のある不燃材の容器で取り扱ってください。

k. その他危険物品の性状などに応じた安全措置を講じてください。

l. 保管は、密栓をし、他の物品と隔離してください。また火気使用場所から水平距離で 6m 以上の距離を確保してください。

ただし、不燃材料で防火上有効な遮断をした場合を除きます。

②実演上の注意

1. 実演は安全であることを要します。

実演によって発生するおそれのある人体または財物の損傷、火災または危険の防止について、出展者は万全の措置を講じ、責任者を常駐させてください。原則、会期中は小間内を無人にすることは認めません。

2. 主催者企画を除き、ホール内の通路や展示会場共用部など、自社小間外で展示物を動かしたり、実演することは一切禁止します。

3. 高周波電波を出す出展物を実演する場合は、電波障害を防止するよう留意してください。電波障害により他に影響を与える場合は、実演を中止していただきますので十分ご注意ください。

4. 実演による強度の音響、光線、熱気、じんあい、ガス、臭気、振動などを発生することが予想される場合は、あらかじめ予防措置を講じ、他に迷惑を及ぼさないよう注意してください。

5. マイク、モニター、プロジェクターなどを使う場合の音量は、小間に面する通路の中央部分および、隣接・背接する小間との境界部分において 70 デシベル以内とします。また、スピーカーは自社小間内に向けて設置してください。周囲の迷惑にならないよう留意してください。

6. 実演(説明員による出展物の説明を含む)によって他の出展者等から苦情が出るなど、事務局が会場の保全・管理・秩序の維持、来場者の安全、動線の確保に支障があると判断した場合、実演を制限・中止していただく場合があります。
7. 万一、出展者の実演により事故が発生した場合、当該出展者は直ちに必要な措置を取り、その責任において解決してください。
8. 実演によって生じたゴミは自社で処理してください。会場内に廃棄することは禁止します。館内通路および館外の清掃は、毎日開館前または閉館後、事務局にておこないます。
9. 万一、出展者の実演により事故が発生した場合、当該出展者は直ちに必要な措置を取り、その責任において解決してください。